

令和5年(ワ)第22319号 損害賠償請求事件

原告 酒井久男、藤井敦子

被告 作田 学

原告準備書面(1)

令和6年 1月23日

東京地方裁判所民事第32部甲合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 幸 夫



原告らは、被告の令和5年12月11日付準備書面1(以下「被告準備書面1」という。)に対して、次のとおり認否・反論する。

第1 被告準備書面1「第1 『第2 当事者』について」に対する認否

原告らは、被告の積極否認について、次のとおり認否する。

1 同2について

(1) 同「2 2について」について

ア 同「(4)(4)について」の第2段落(「但し」下)について
不知。

イ 同「(5)(5)について」について

(ア) 同イについて

日本禁煙学会のホームページに、被告が引用する日本禁煙学会の設立

目的及び定款に記載された目的が記載されていることは認める。

(イ) 同ウについて

a 同第1段落について

不知。

b 同第2段落について

否認する。

被告は、『受動喫煙症』という診断名は、ICD10においては採用されていないが、最新版のICD11では、QD70.5…等5項目で受動喫煙症が掲載されている。」と主張している。しかしながら、

ICD11では、「受動喫煙の害或いは悪影響」と記載されているだけで、受動発煙症という診断名を認めている訳ではないと考えられる。

c 同第3段落について

概ね認める。

第2 被告準備書面1「第2 『第3 被告作田による不法行為』について」に対する認否

1 同「1 1について」について

(1) 同「(2)(2)について」の第2段落以下について

ア 同第2段落について

前段が意見ないし論評であることは認め、後段は否認ないし争う。

イ 同第3段落について

知らないし争う。

ウ 同第4段落について

別件訴訟①及び②に証拠として提出された診断書(甲15)に契印がない状態であったこと、被告が「会計にも行っていないと思う」と述べたことはいずれも認め、その余は知らないし争う。

(2) 同「(3)(3)について」の第2段落について

否認ないし争う。

2 同「2 2について」について

(1) 同「(1)(1)について」について

5 ア 同「イ イについて」の第2段落（「なお」以下）について

知らないし争う。

(2) 同「(2)(2)について」のイの第2段落について

被告が「推察せざるを得ず」と述べていることは認め、その余は否認ないし争う。

10

第3 被告準備書面1「第5 被告の主張」に対する認否

1 同「1 意見論評であること」について

争う。

2 同「2 訴訟活動によるものであること」について

15 (1) 同「(1) 原告らが指摘する名誉棄損^{マツマツ}行為」について

概ね認める。

(2) 同「(2) 訴訟活動における名誉棄損^{マツマツ}姓について」について

ア 同第1段落について

被告が引用する裁判例があることは認める。

20

イ 同第2段落について

争う。

(3) 同「(3) 不法行為が成立しないこと」について

いずれも争う。

25

第4 原告らの主張

1 被告が原告酒井の診断書を作成するに至った経緯について

(1) 被告の主張

被告は、原告酒井の診断書（甲15）を作成した経緯について、被告が、患者として来院していた原告酒井の愁訴を基に受動喫煙症の診断書を発行した際に、タバコ臭が残っていたことから誤った診断書を発行した可能性がある
5
と判断し、すぐに事務員に後を追ってもらったにもかかわらず発見できなかったことを受けて、「うさんくさい人だと思いました」と述べたこと、被告が「(原告酒井が) 会計にも、行っていないと思う」と述べたのは、誤った診断書を発行した可能性があったことから、すぐに後を追ったにもかかわらず、契印をすべき医事課にもおらず、実際、別件訴訟①及び②に証拠として
10
提出された診断書（甲15）にも契印がない状態であったことから、「会計にも行っていないと思う」と自身の見解を述べたと主張している（被告準備書面1・4頁）。

しかしながら、次に述べるとおり、被告の主張は事実と反しており、誤った事実を前提とする被告の見解には何ら合理性は認められない。

(2) 原告らの反論

15
ア 被告の診察を受けた際に、原告酒井も、同席していた原告藤井も、タバコは吸わない被喫煙者であるから、診察後に、タバコ臭が残っていたとは到底考えられない。

20
そうだとしたら、それを根拠に、誤った診断書を発行した可能性がある
と判断したとも考えられない（被告は、「誤った」理由として、「1と3と100の不一致、一丁目一番地を間違えた」と供述しているが〔甲14・9頁〕、何をどう間違えたのかが不分明である。）。

イ 被告は、すぐに事務員に（原告酒井の）後を追ってもらったにもかかわらず発見できなかったと主張している。

25
しかしながら、実際には、その後、原告酒井は、医事課に行って、診断書の発行についての話をしばらく聞いており、その間、原告藤井が、日本

赤十字社医療センター（以下「日赤医療センター」という。）の2階の神経内科受付で、日本赤十字社の封筒と診断書（甲15）を受領し、その後、原告酒井が同センター1階の会計課で会計を済ませている（甲16）。

原告酒井が被告の診察を受けたのは令和元年7月17日11時14分ころであり（甲20）、原告藤井が、日赤医療センターに確認したところ、原告酒井が会計を行ったのは同日午前11時29分だったことが判明しており、原告酒井と原告藤井は、少なくとも15分程度は院内に留まっていたことになる。

被告が、事務員に後を追ってもらったというのであれば、医事課にいた原告酒井を見付けるのは容易であったと思われるし、会計課で見付けることも可能であったと考えられる。なお、原告らは、当時、原告酒井を呼び出す館内放送を聞いていない。

したがって、事務員に後を追ってもらったとの被告の供述は信用できない。

ウ 被告は、すぐに後を追ったにもかかわらず、契印をすべき医事課にもおらず、実際、提出された診断書（甲15）にも契印がない状態であったと主張している。

前記イで述べたように、原告酒井は、被告の診察を受けた後、医事課に行って、診断書発行についての説明をしばらく聞いていたのであるから、医事課にいなかったというのは事実ではない。

また、被告が指摘する日赤病院での診断書の発行の方法は、実際の日赤医療センターの方法（甲21）とは異なっている。

被告は、別件訴訟での尋問の際に、同人の代理人から、「日赤医療センターで、少なくとも、神経内科での診断書の交付の手順なんだけども、まず、診察室で診断書を作成して、担当医師が押印したものを、何て言うんですかね、クリアファイルみたいな、その病院の中で持って歩く書類を挟

むファイルに挟んで、患者さん御自身に所定の受付、医事課だとか、会計だとかに回ってもらって、医事課の方で検印、割り印を押して正式に発行する、こういう形を取られてましたか。」と質問され、「一応、そうです。」と供述している（甲14・9頁）。

5 実際の日赤医療センターにおける診断書の発行の方法については、別件訴訟②に提出された原告藤井敦子の代理人である古川健三弁護士が、同センターの医療安全推進課の田川諭氏から事情聴取した内容を記載した報告書（甲21）に記載されたとおりであり、被告の供述とは異なっている。

すなわち、「患者様から診断書作成の依頼は、医事課の文書窓口申し込んでいただくのが通常です。患者様から医師に診断書の依頼があった場合も、通常は医事課をご案内します。診断書作成の依頼があった場合、医療秘書がカルテを確認、下書きをしてから、医師が確認して作成する場合と、医師が直接作成する場合の二通りの作成方法があります。作成された診断書はスキャンしてカルテに取り込み、文書窓口からお渡しするのが通常の流れで、申し込みからお渡しまで、通常2週間の時間をいただきます。」、
10 「(診断書を即日発行することは) 一般的にはありません。但し例外的に、交通事故などで診断書を警察に交付する場合、あるいは、非常勤の先生で1ヶ月に1回しか来ないような先生の場合には、その場でお渡しすることがあります。」と述べられている。

20 そうだとすると、「診察室で診断書を作成して、担当医師が押印したものを…クリアファイルみたいな、その病院の中で持って歩く書類を挟むファイルに挟んで、患者さん御自身に所定の受付、医事課だとか、会計だとかに回ってもらって、医事課の方で検印、割り印を押して正式に発行する」との説明は、日赤医療センターにおける診断書発行の方法とは全く異なっており、その説明は全く事実に反していると言わなければならない。

25 また、実際にも、原告酒井が被告の診察を受けた際の録音（甲22）の

反訳書（甲23）には、被告が原告酒井に対して、診断書をファイルに挟んで渡して、医事課に行くように指示をしている内容は認められない。

また、日赤医療センターの医療安全推進課の田川諭氏によると、診断書の即日発行は、「非常勤の先生で1ヶ月に1回しか来ないような先生の場合」に例外的に認められているとのことであるが、被告は、当時、週に2回（月・水）出勤していたので、これにも反していることになる。

なお、本件診断書に契印がなされていないことは事実であるが、それは単なる押し忘れという事務的なミスであった可能性があると考えられるところであり、その点を理由に、被告の主張が直ちに裏付けられるとは考えられない。

エ 被告は、そもそも原告酒井は、誤った診断書を作成させようという意図をもって診察を受けていることを自認していると主張しているが（被告準備書面1・4頁）、自認した事実は存しない。

被告が提出した乙第1号証（別件訴訟に提出された原告藤井の陳述書）にも、「別件訴訟の審議中、私は作田医師が本当にあのような杜撰な診断書を書くのかを自分で目で確かめたいと思った。」と述べており（同23頁）、誤った診断書を作成させようという意図を自認していない。

被告による当日の診察の内容は、原告藤井が録音した録音データ（甲22）の反訳書に記載されたとおりである（甲23）。

被告による診察は、事前に原告酒井が記入した問診票（甲20の末尾）に基づいて行われたが、被告は、職場以外での受動喫煙については質問をすることもなく、被告は、紹介状を書いたユミカ内科小児科ファミリークリニックから持参したMRIとCT画像の入った封筒を手にしていたが、そのデータを取り出すこともなく、検査を実施することもなく、原告の脈をとらず、聴診器を当てることもなく、その身体に一切触ることもなく、「受動喫煙症レベル3」と診断した（甲15）。原告酒井は、被告作田の診

察の際に、**煙草の煙だけでなく、ユニクロ（の衣服繊維）によって咳き込むことがあることを被告に伝えたが、被告が作成した診療録及び診断書には、「煙草の煙の無いところでは全く症状が起こらない」と原告酒井が説明した内容とは異なる内容が記載されていた（甲15、甲20）。**

5 以上から、原告酒井が、誤った診断書を作成させようとしたことはなく、むしろ、**被告が、極めて杜撰な診察で、「受動喫煙症レベル3」と診断したのである（甲24）。**

よって、この点に関する被告の主張には理由がない。

2 被告が「あなた（原告藤井）しかいない」と発言した経緯について

10 (1) 被告の主張

被告は、被告が、患者として来院していた原告酒井の愁訴を基に受動喫煙症の診断書を発行した際に、タバコ臭が残っていたことから誤った診断書を発行した可能性があるとして判断し、すぐに事務員に後を追ってもらったにもかかわらず発見ではなかったことを受けて、「この2人のうちのどちらがたばこを吸っていたんではないか」と考えられるところ、原告酒井が喫煙者でない以上、原告藤井が主張するように、「たばこが苦手な人だったとすれば」、
15 同席していた原告藤井以外には喫煙者がいないことになるという趣旨で「あなたしかいない」と証言したと主張している（被告準備書面1・5頁）。

しかしながら、次に述べるとおり、その主張は前提に事実誤認があるから、
20 その証言自体に誤りがあると言わなければならない。

(2) 原告らの反論

前述したとおり、そもそも、被告の診察を受けた際に、原告酒井も、**同席していた原告藤井も、タバコは吸わない非喫煙者であるから、診察後に、タバコ臭が残っていたとは到底考えられない（甲25乃至甲30）。**

25 そうだとすると、どちらかが喫煙者であったことを前提とする被告の推論に誤りがある。

3 意見論評であるとの主張について

(1) 被告の主張

被告は、原告らが指摘する名誉毀損行為は、いずれも、被告の意見ないし論評と評価すべきものであり、その内容も原告らの人身攻撃に及ぶ等論評の域を超えたものとは言えず、不法行為は成立しないと主張（被告準備書面1・第5，1〔6頁〕）。

しかしながら、以下に述べるように、いずれも事実摘示であると解すべきであり、被告の主張には理由がない。

(2) 原告らの反論

ア 事実摘示か意見・論評かの区別について

「事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とでは、不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかを区別することが必要となる。ところで、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり…、そのことは、前記区別に当たっても妥当するものというべきである。すなわち、新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠ける

にせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としてい

5
10
15

る事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである…。そして、仮に右意見ないし論評の前提としてい

る事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である。」とするのが判例である（最高裁平成9年9日第三小法

廷判決・民集51巻8号3804頁。被告もこの判例を前提として主張していると考えられる）。以下、この判例法理を前提として主張する。

イ 原告酒井に対する名誉毀損行為について

原告らが、原告酒井に対する名誉毀損行為であるとして指摘しているのは以下の表現である（甲14・8、9頁）。

- ① 「うさんくさい患者」
- ② 「うさんくさい人」
- ③ 「会計にも行っていない」

被告は、これが全て意見ないし論評であると主張している。

しかしながら、被告は、「会計にも行っていない」という事実摘示をするとともに、その事実（以下「前提事実①」という。）及び「すぐに戻ってもらうように探してくれと言って、そうしたら、事務の女の子は、一生懸命小走りになって外へ出ていきました。それで、私は、そこにある使用モ

25

ニターを準備して待っていましたが、いつになっても帰ってこないのに、恐らく医事課、あるいは全館コールもしたと思います。しかし、いなかった。」という事実（以下「前提事実②」という。）を前提事実として、原告酒井が、「うさんくさい」、すなわち、怪しい、疑わしい患者・人であるとの意見ないし論評を述べるものであると考えられる。

被告は、「会計にも行っていないと思う」は、被告自身の見解を述べたものであり（被告準備書面1・4頁）、意見ないし論評であると主張するが、一般聴衆の普通の注意と聞き方からすれば、これは、「思う」という推論の形式をとって、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものであり、「(原告酒井が) 会計に行っていない」という事実摘示をしており、それ自体が原告酒井の名誉を毀損する行為であり、かつ、論評の前提事実であると解すべきである。

意見ないし論評が免責されるためには、「その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合」であることが必要であるとともに、意見ないし論評の前提事実が真実か、真実と信ずるにつき相当な理由があることが必要である。

被告は、この公共の利害に係ること及び公益目的について何ら主張・立証していないが、単なる一般私人である原告酒井について、このような事実を指摘することについて公共の利害に係るとは考えられず、公益目的も同様に、およそ考えられない。

また、前提事実のうち、原告酒井が会計をしていないこと（前提事実①）が事実でないことは明らかであり（甲16）、被告はそれが真実であると信ずるにつき相当な理由があることを何ら主張・立証していない。また、前提事実②についても、それが真実であるか、真実と信ずるにつき相当な理由があることを何ら主張・立証していない。

したがって、原告酒井にさいての名誉毀損行為について、被告が免責さ

れる余地はないというべきである。

ウ 原告藤井に対する名誉毀損行為について

原告らが、原告酒井に対する名誉毀損行為であるとして指摘しているのは以下の表現である（甲14・8、9頁）。

5 ① 「この2人のうちどちらかがたばこを吸っていたんではないかと。それで、男の方は、たばこが苦手な人だったとすれば、あなたしかないじゃないですか。」「あなたというか藤井さん。」「(藤井敦子さんのことを、今、あなたと言いましたか) はい。」（甲14・10頁）

10 ② 「ヒステリック且つ悪質な嫌がらせ行為を繰り返しており、本件訴訟もそのような嫌がらせの一環であり、更には売名若しくは自身のSNS等の宣伝効果を狙ったもの」（甲18）

被告は、いずれも意見ないし論評であると主張し、②については、「推察せざるを得ず」と述べていることを指摘している（被告準備書面1・6頁）。

15 ①については、原告藤井が喫煙者であると指摘するものであり、それが事実摘示であることは明らかである。

被告作田は、これまで、別件訴訟①以来、原告藤井敦子の喫煙の可能性について言及していたが、ここにおいて、「原告が喫煙者だ」と断定的に発言するに至ったものである。

20 通常、ある者が喫煙者であると指摘することだけでは、直ちにその者の社会的評価を低下させることはないと考えられるが、別件訴訟①においては、同じマンションに住む訴外千葉らに対して受動喫煙症のレベル3又は4の重篤な被害を与えた加害者かどうか争点となっていたのであり、被告は、訴外千葉らが受動喫煙症のレベル3又は4であるとの診断書を作成した者であり（甲8～10）、そのことは、別件訴訟②の本人尋問期日の尋問内容を聞いた傍聴者には理解できたと考えられることからすれば、一般
25 聴衆はそのような知識を有していることを前提として普通の注意と聞き方

からすれば、①の事実摘示により、原告藤井の社会的評価を低下させ、名誉毀損となることは明らかである。

②について、被告は、「推察せざるを得ず」と述べていることを根拠として意見ないし論評であるとするが、その内容は、推論の形式をとって、
5 証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものであり、事実摘示と解するべきであり、被告により、その重要部分の真実性または真実と信ずるにつき相当な理由があることが証明されない限り、その名誉毀損による不法行為が成立すると解すべきである。

4 訴訟活動によるものであるとの主張について

10 (1) 被告の主張

被告は、証人尋問における供述部分及び陳述書の該当部分は、「専ら事件と無関係な誹謗を目的としたり、明らかに自己の主張や単なる見込みに基づく虚偽の主張をしたり、あるいは、主張の表現内容、方法、態様が著しく適切さを欠いて、民事訴訟の目的、範囲を著しく逸脱し、民事訴訟における主張立証に名を借りたものである場合」に該当しないとして、違法性が阻却さ
15 れると主張している（被告準備書面1・7頁）。

しかしながら、以下に述べるとおり、その主張には理由がない。

(2) 判断基準について

訴訟行為が名誉毀損になるかどうかについての判断基準としては、水戸地
20 裁平成13年9月26日判決（判例時報1786号106頁、判例タイムズ1127号188頁）が示した判断基準が参考にされるべきである。

すなわち、同判決は、「訴訟における主張立証行為は、その中に、相手方
25 やその代理人の名誉を毀損するような行為があったとしても、それが訴訟における正当な弁論活動と認められる限り、違法性を訴却されるものと解すべきであり、当初から相手方当事者の名誉を侵害し、又は相手方当事者を侮辱する意図で、ことさら虚偽の事実又は当該事件と何ら関連性のない事実を主

張する場合や、あるいはそのような意図がなくとも、相応の根拠もないままに、訴訟追行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現で主張し、相手方の名誉を害し、又は相手方当事者を侮辱する場合などは社会的に許容される範囲を逸脱したものとして違法性を訴却されないというべきである。」とする
5 (下線は原告ら訴訟代理人による)。

この判断基準を前提として、以下、論じることとする。

(3) 原告酒井に対する名誉毀損行為について

前述したとおり、被告による原告酒井に対する名誉毀損行為は、「会計にも行っていない」という事実(前提事実①)及び前提事実②(「すぐに戻って
10 もらうように探してくれと言って、そうしたら、事務の女の子は、一生懸命小走りになって外へ出ていきました。それで、私は、そこにある使用モニターを準備して待っていましたが、いつになっても帰ってこないの、恐らく医事課、あるいは全館コールもしたと思います。しかし、いなかった。」という事実)を前提事実として、原告酒井が、「うさんくさい」、すなわち、怪しい、疑わしい患者・人であるとの意見ないし論評を述べるものであると考えられる。
15

前述したとおり、「会計にも行っていない」という事実(前提事実①)が事実ではないことは明らかであり(甲16)、前提事実②も、同様に事実ではないと考えられ、しかも、原告酒井は別件訴訟②の訴訟当事者でもない第三者であるのに(別件訴訟②の原告である原告藤井が、原告酒井の診断書を提出し、その
20 作成経緯を説明したことはあるが〔乙1〕、原告酒井は、被告における訴訟上の攻撃対象ではない。)、「うさんくさい人・患者」と公言されるのは、当初から相手方当事者の名誉を侵害し、又は相手方当事者を侮辱する意図がなくとも、相応の根拠もないままに(被告が挙げる判断基準の「明らかに自己の主張や単なる見込みに基づく虚偽の主張をした…」にも該当すると考えられる。)、訴訟追行
25 上の必要性を超えて、著しく不適切な表現で主張することによって、第三者である原告酒井の名誉を害するものであり、社会的に許容される範囲を逸脱

したものとして違法性を訴却されないというべきである。

(4) 原告藤井に対する名誉毀損行為について

ア 原告藤井が喫煙者であると指摘する被告の法廷供述である①供述については、被告にとっては、原告藤井は、別件訴訟②に相手方当事者ではあるが、別件訴訟①において、同じマンションに住む原告藤井の夫である訴外藤井将登が、訴外千葉らに対して受動喫煙症のレベル3又は4の重篤な被害を与えた加害者かどうかが争点となっており、横浜地裁判決及び東京高裁判決はこれを否定する判断をしていた（甲3、甲4）。被告の①供述はこれまで別件訴訟①において争点とされていなかった原告藤井が喫煙者であったと法廷で供述したものであるが、その根拠は、原告酒井の診断の後に、タバコ臭がしたというものであり、極めて根拠が薄弱であり、裁判官に対して原告藤井の悪いイメージを与えるためだけになされた供述であると考えられる。

そうであるならば、被告において、当初から相手方当事者の名誉を侵害し、又は相手方当事者を侮辱する意図がなくとも、相応の根拠もないままに（被告が挙げる判断基準の「明らかに自己の主張や単なる見込みに基づく虚偽の主張をした…」にも該当すると考えられる。）、訴訟追行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現で主張し、相手方の名誉を害するものであるから、社会的に許容される範囲を逸脱したものとして違法性を訴却されないというべきである。

イ 被告の陳述書における「ヒステリック且つ悪質な嫌がらせ行為を繰り返しており、本件訴訟もそのような嫌がらせの一環であり、更には売名若しくは自身のSNS等の宣伝効果を狙ったもの」（甲18）との陳述については、「ヒステリック且つ悪質な嫌がらせ行為を繰り返して（いる）」ことや「売名若しくは自身のSNS等の宣伝効果を狙ったもの」であることは何ら客観的に立証されておらず、被告が一方的に述べただけであるのに、そ

の内容が具体的であり、原告藤井の社会的評価を低下させるものである。

5 そうであるならば、被告において、当初から相手方当事者の名誉を侵害し、又は相手方当事者を侮辱する意図がなくとも、相応の根拠もないままに（被告が挙げる判断基準の「明らかに自己の主張や単なる見込みに基づく虚偽の主張をした…」にも該当すると考えられる。）、訴訟追行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現で主張し、相手方の名誉を害するものであるから、社会的に許容される範囲を逸脱したものとして違法性を訴却されないとい

うべきである。

(5) 小 括

10 以上から、証人尋問における供述部分及び陳述書の該当部分について、訴訟における正当な主張・立証活動であるとは認められないから違法性が阻却されるとの被告の主張には理由はなく、被告には名誉毀損による不法行為が成立するというべきである。

以上